第1回東北地域農業特定技能協議会議事次第

日時: 令和元年7月3日(水) 13:30~15:00

場所:仙台合同庁舎A棟8階講堂

開 会

あいさつ

議事

- 1 東北地域農業特定技能協議会の設置について
- 2 各省庁からの情報提供 (仙台出入国在留管理局、宮城労働局、東北農政局)
- 3 各県からの情報提供
- 4 その他

閉会

東北地域農業特定技能協議会の設置について

1. 目的

「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(平成30年12月25日閣議決定)及び「「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省)を踏まえ、平成31年3月27日に全国段階の農業特定技能協議会の設置及び農業特定技能協議規約(以下、「規約」という。)が決定されたことを受け、規約第7条(地方協議会)に基づき、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、東北地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずるため、東北地域農業特定技能協議会を設置する。

2. 活動内容

東北地域における次に掲げる取組について協議又は情報共有

- (1) 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- (2) 受入れに係る人権上の問題等への対応
- (3) 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- (4) 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援 (特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必 要な協力)
- (5) 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- (6) 人手不足の状況の把握及び分析
- (7) (6)を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過 しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及 び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等 を含む)
- (8) 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

3. 構成員

別紙のとおり

4. 事務局

東北農政局経営・事業支援部経営支援課

東北地域農業特定技能協議会 構成員

【東北地域の農業分野の特定技能所属機関】

6/30 現在該当なし

【構成員】

- 一般社団法人青森県農業会議
- 一般社団法人岩手県農業会議
- 一般社団法人宮城県農業会議
- 一般社団法人秋田県農業会議
- 一般社団法人山形県農業会議
- 一般社団法人福島県農業会議

青森県農業法人協会 岩手県農業法人協会 宮城県農業法人協会 秋田県農業法人協会 山形県農業法人協会 うつくしまふくしま農業法人協会

青森県農業協同組合中央会 岩手県農業協同組合中央会 宮城県農業協同組合中央会 秋田県農業協同組合中央会 山形県農業協同組合中央会 福島県農業協同組合中央会

青森県農林水産部構造政策課 岩手県農林水産部農業振興課 宮城県農政部農業振興課 宮城県農政部農業政策室 秋田県農林水産部園芸振興課 山形県農林水産部農業経営・担い手支援課 福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課 法務省仙台出入国在留管理局審查部門 東北管区警察局広域調整第一課 厚生労働省宮城労働局職業安定部職業対策課

東北農政局生産部生産振興課 東北農政局生産部園芸特産課 東北農政局生産部畜産課 東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 東北農政局経営・事業支援部経営支援課

東北地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の東北 農政局等が適当と認める団体

東北地域農業特定技能協議会 令和元年 月 日

「東北地域農業特定技能協議会」規約(案)

(名称)

第1条 本会は、東北地域農業特定技能協議会(以下「地域協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 地域協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、東北地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずることを目的とする。

(構成員)

- 第3条 地域協議会は、別紙1の構成員により組織する。
- 2 地域協議会の構成員は、地域協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 地域協議会は、第1項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加 えることができる。

(活動)

- 第4条 地域協議会は、東北地域における次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う ものとする。
 - 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
 - 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
 - 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
 - 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援(特定技能所 属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力)
 - 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
 - 六 人手不足の状況の把握及び分析
 - 七 六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在 が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能 所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む)
 - 八 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

(運営委員会)

- 第5条 地域協議会に地域運営委員会を設置し、地域協議会の招集、共有する情報の内容その他の地域協議会の運営に必要な事項の決定を行うものとする。
- 2 地域運営委員会は、別紙2の構成員により組織する。

(事務局)

第6条 地域協議会及び地域運営委員会の庶務は、農林水産省東北農政局経営・事業支援部 経営支援課において処理する。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は地域運営委員会が定める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

東北地域農業特定技能協議会 構成員

【東北地域の農業分野の特定技能所属機関】

6/30 現在該当なし

【構成員】

- 一般社団法人青森県農業会議
- 一般社団法人岩手県農業会議
- 一般社団法人宮城県農業会議
- 一般社団法人秋田県農業会議
- 一般社団法人山形県農業会議
- 一般社団法人福島県農業会議

青森県農業法人協会 岩手県農業法人協会 宮城県農業法人協会 秋田県農業法人協会 山形県農業法人協会 うつくしまふくしま農業法人協会

青森県農業協同組合中央会 岩手県農業協同組合中央会 宮城県農業協同組合中央会 秋田県農業協同組合中央会 山形県農業協同組合中央会 福島県農業協同組合中央会

青森県農林水産部構造政策課 岩手県農林水産部農業振興課 宮城県農政部農業振興課 宮城県農政部農業政策室 秋田県農林水産部園芸振興課 山形県農林水産部農業経営・担い手支援課 福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課 法務省仙台出入国在留管理局審查部門 東北管区警察局広域調整第一課 厚生労働省宮城労働局職業安定部職業対策課

東北農政局生産部生産振興課 東北農政局生産部園芸特産課 東北農政局生産部畜産課 東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 東北農政局経営・事業支援部経営支援課

東北地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の東北 農政局等が適当と認める団体

東北地域農業特定技能協議会運営委員会 構成員

【構成員】

- 一般社団法人青森県農業会議
- 一般社団法人岩手県農業会議
- 一般社団法人宮城県農業会議
- 一般社団法人秋田県農業会議
- 一般社団法人山形県農業会議
- 一般社団法人福島県農業会議

青森県農業法人協会 岩手県農業法人協会 宮城県農業法人協会 秋田県農業法人協会 山形県農業法人協会 うつくしまふくしま農業法人協会

青森県農業協同組合中央会 岩手県農業協同組合中央会 宮城県農業協同組合中央会 秋田県農業協同組合中央会 山形県農業協同組合中央会 福島県農業協同組合中央会

青森県農林水産部構造政策課 岩手県農林水産部農業振興課 宮城県農政部農業振興課 宮城県農政部農業政策室 秋田県農林水産部園芸振興課 山形県農林水産部農業経営・担い手支援課 福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課 法務省仙台出入国在留管理局審查部門 東北管区警察局広域調整第一課 厚生労働省宮城労働局職業安定部職業対策課

東北農政局生産部生産振興課 東北農政局生産部園芸特産課 東北農政局生産部畜産課 東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 東北農政局経営・事業支援部経営支援課

東北地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の東北 農政局等が適当と認める団体

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について (抜粋)

(平成30年12月15日 閣議決定)

別紙11

農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
- (1) 1号特定技能外国人が従事する業務(略)
- (2) 特定技能所属機関等に対して特に課す条件
 - ア 直接雇用形態の場合、特定技能所属機関となる事業者は、労働者を一定期間以上雇用した経験があること。
 - イ 労働者派遣形態の場合、次の要件を満たすこと。
 - (ア)特定技能所属機関となる労働者派遣事業者は、農業現場の実情を把握 しており特定技能外国人の受入れを適正かつ確実に遂行するために必要 な能力を有していること。
 - (イ) 外国人材の派遣先となる事業者は、労働者を一定期間以上雇用した経験がある者又は派遣先責任者講習等を受講した者を派遣先責任者とする者であること。
 - ウ 特定技能所属機関は、「農業特定技能協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)の構成員になること。
 - エ 特定技能所属機関及び派遣先事業者は、協議会に対し必要な協力を行うこと。
 - オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。